

川口の提言② ⇒ 全国学力学習調査結果を子どもの貧困対策に活用を!

全国学力学習調査は、単に学力テストの結果だけでなく、子どもたちの生活状況と学力の関係なども明らかにできる貴重なデータです。

川越市の教育委員会では以前から全国学力学習調査結果の活用は、「個人情報」であることを理由に、限定的な利用にとどめてきました。そこで私は事前に文部科学省の担当者に直接見解を確認し、今回の提言はその上でのものでしたが、教育委員会の答弁は以下の通りでした。

文科省の見解 ⇒ 子どもの貧困対策に活用することは望ましい活用方法

学校教育部の答弁 ⇒ 学力学習調査の実施目的にそぐわないと考える

私は、国が「まさに目的にあった活用方法だ」というものを、市の教育委員会で「目的外だと」判断するのかと再度質しましたが、この調査結果の活用についての最終的な判断は各市町村の教育委員会が持っていることもあり、残念ながら答えは変わりませんでした。今後も求めて行きます!



川口の提言③ ⇒ 乳幼児健診・就学時健康診断を支援の入り口に!

3回ある乳幼児健診の受診率は90%以上と大変高く、すべての入学児童が受診する就学時健診とともに、子どもたちの状況を把握する文字通りまたとない機会であり、情報提供や相談の機会を設けるなど、積極的に支援の入り口でできるチャンスと捉えるべきと健診の工夫を提言しました。

保健医療部の答弁 ⇒ 子どもの健診は相談支援につなげる重要な機会であり、経済状況の把握についても問診票への項目を追加するなど充実に努めたい

学校教育部の答弁 ⇒ 就学時健診の活用について、検討したい



川口の提言④ ⇒ 非婚のひとり親家庭にも寡婦控除適用を!

税法上、寡婦控除の適用となる婚姻歴があるひとり親家庭と、適用にならない婚姻歴が無いひとり親家庭では、実質的には子育てする状況に差は無く、子どもたちに選択の余地は無い事情により不利益が生じています。この不利益を無くすため、非婚のひとり親家庭でも寡婦控除の適用対象にする「みなし適用」を実施する自治体が少なくありません。しかし川越市では、国が明確な方向性を示していないことを理由に、非婚のひとり親家庭への寡婦控除を実施していません。今回私は、以下の3つの理由を挙げ「寡婦控除のみなし適用の早期実施を求めました。

①、寡婦控除の制度目的が、担税力の弱い寡婦の保護にあるのであれば、経済的に最も困窮している場合が多い非婚のひとり親家庭を区別する合理性が無いこと。②平成25年9月の最高裁判決の中で、子にとって選択の余地の無い事項を理由に、不利益を及ぼすことは許されないと判断が示されていること。③、国連経済社会理事会等の国連の機関から、何度も婚外子差別を解消するように求められていること。

子ども未来部の答弁 ⇒ 他市の取り組み状況を調査し検討する



国の子供の貧困対策に関する大綱でも「子どもの将来が生まれ育った環境で左右されることの無いよう貧困対策は極めて重要」と強調しています。今や小・中学校では、給食や学用品・修学旅行などの費用を市町村が肩代わりする「就学援助」を受ける子どもが平成24年度で小中学生の15%に上っており、15年間で2倍に増えている現実もあります。この問題には引き続き取り組みます。(詳細は報告会にて)

